

7保医医政第1562号
令和7年11月25日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策担当部長

宮澤 一穂
(公印省略)

かかりつけ医機能報告マニュアル策定に係る周知について（依頼）

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

かかりつけ医機能報告制度の施行については、令和7年8月22日付7保医医政第973号「かかりつけ医機能報告制度の施行に伴う周知について（依頼）」にて、貴管内関係機関への周知についてご協力をお願いしたところです。

また、同通知にて、当該報告制度の具体的な運用や各報告事項の詳細については、令和7年秋頃に「かかりつけ医機能報告マニュアル（仮称）」を厚生労働省より発出予定であり、詳細が示され次第、改めてお知らせすることとしていたところです。

この度、厚生労働省において、かかりつけ医機能報告の運用開始に向けて、医療機関が当該報告を実施するにあたって、具体的な報告基準や各報告事項の考え方等の必要な事項について取りまとめた「かかりつけ医機能報告マニュアル」を策定した旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都内病院には、都から別途通知していることを申し添えます。

○ かかりつけ医機能報告マニュアルについては、以下リンク先の東京都ホームページに掲載しています。

[かかりつけ医機能報告制度について | 医療・保健施策 | 東京都保健医療局](#)

また、以下リンク先の厚生労働省ホームページにも掲載されています。

[かかりつけ医機能報告制度 | 厚生労働省](#)

【問合せ先】

○かかりつけ医機能報告に関するご相談

東京都保健医療情報センター 井原

電話 03-5272-1801

東京都保健医療局医療政策部医療政策課医療改革推進担当 川井

電話 03-5320-4448

○地域におけるかかりつけ医機能の確保及び地域の関係者との協議に関するご相談

東京都保健医療局医療政策部医療政策課保健医療計画担当 井床

電話 03-5320-4424